

# ガスシステムにおける事業環境と現況

2025年12月19日  
一般社団法人日本コミュニティーガス協会

# 本日の説明内容

1. 当協会の概要
2. コミュニティーガス事業とは
3. コミュニティーガス団地における活動事例
4. コミュニティーガス事業におけるC Nへの取り組み
5. コミュニティーガスの保安
6. コミュニティーガス事業の現況

# 1 協会概要

## ■ 創立

1968年（昭和43年）9月

1970年（昭和45年）8～9月

〃 10月

2011年（平成23年）4月

全国簡易ガス事業協議会

各地区簡易ガス協会結成

（社）日本簡易ガス協会創立

（一社）日本コミュニティーガス協会

（公益法人改革の実施に伴い移行したもの。）

## ■ 従業員数

本部および10支部 32名（2025年9月末）

## ■ 目的

全国のコミュニティーガス事業者等で構成され、コミュニティーガス事業に関する経営、技術の向上及び保安の確保を図り、コミュニティーガス事業の健全な発展を期するとともに、公共の利益の増進に寄与すること。

## 2-1 コミュニティーガス（簡易ガス）事業とは 簡易ガス事業の誕生

- 1960年代（昭和30年代後半）から都市部で急速に人口が増加し、これに伴う住宅数の不足を補うため、郊外において団地建設が急速に進められました。  
こうした地域では、都市ガス事業の供給区域内であっても、急速な開発に導管の延伸が追いつかず、建設される団地に即時に都市ガスを供給することが困難でした。
- このため、LPGガスを導管で供給する方式が採用されるようになりました。この「LPGガス導管供給方式」の普及を受け、一定規模（70戸）以上のLPGガスの導管供給につきガス事業法が適用されることとなり、1970年（昭和45年）10月に「簡易ガス事業」として誕生しました。  
以来その供給方式の簡便性、需要に対する迅速性、経済性などが高く評価されて、全国的に普及し、地域の発展に寄与してきました。
- 2017年（平成29年）4月に改正ガス事業法が施行されたことにより、法律上、「簡易ガス事業」は「ガス小売事業」の一部となり、協会ではこれを「**コミュニティーガス事業**」と呼称しています。

## 2-2 コミュニティーガス団地の例

### 戸建て住宅団地



鹿児島市山田町「星ヶ峯ニュータウン」



北海道当別町「スウェーデンヒルズ」

## 2-2 コミュニティーガス団地の例

### 集合住宅団地



和歌山県白浜町椿温泉のリゾートマンション



札幌市手稲区「手稲山口東団地」

## 2-3 コミュニティーガスの供給ネットワーク

### » 特定ガス発生設備

①集中シリンダー方式



②バルク方式



③バルク方式  
(地下埋設)



④ストレージタンク方式



## 2-3 コミュニティーガスの供給ネットワーク

### ■ 二次災害の防止

地震などの災害時には、団地内のガス発生設備で瞬時にガス供給を停止し、二次災害を防止します。

### ■ 早期の復旧

災害発生後も短期間で安全点検・補修ができ、早期にガス供給を復旧できます。

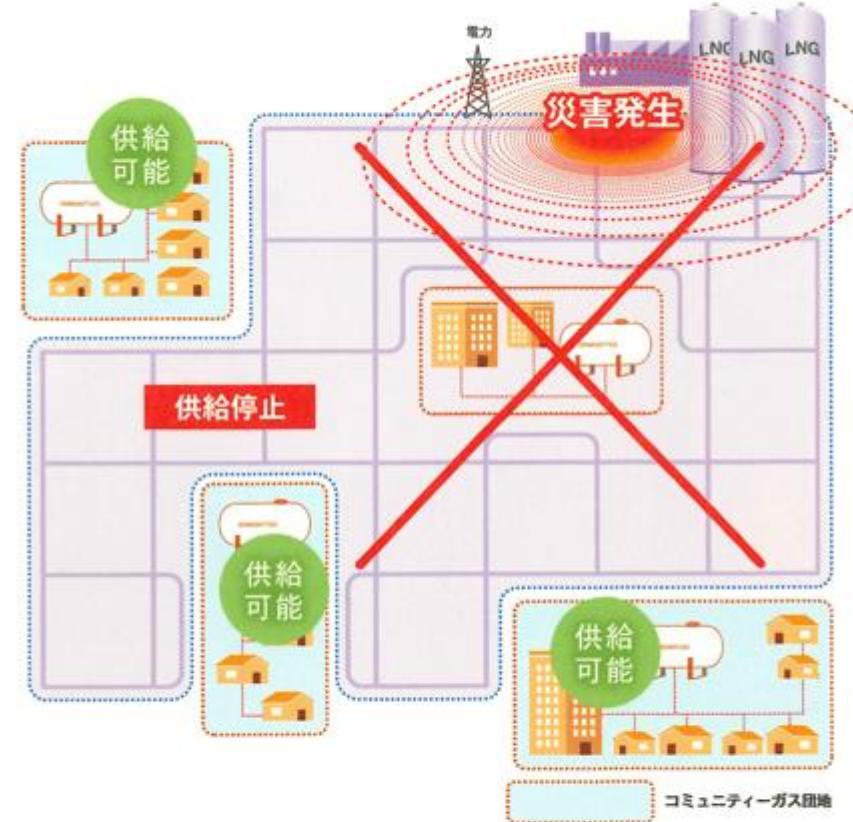
### ■ 緊急用のガス利用

ガス発生設備では貯蔵能力の50%程度のガスを保有しており、緊急用ガスとしても利用可能です。

### ■ 機動的な対応

LPガスは車両による供給網が全国に張り巡らされており、万が一の災害時にも、ガスシリンダーを持ち込むなど機動的な対応が可能です。

電力・都市ガスなどの大規模なネットワークによるエネルギーが停止した場合

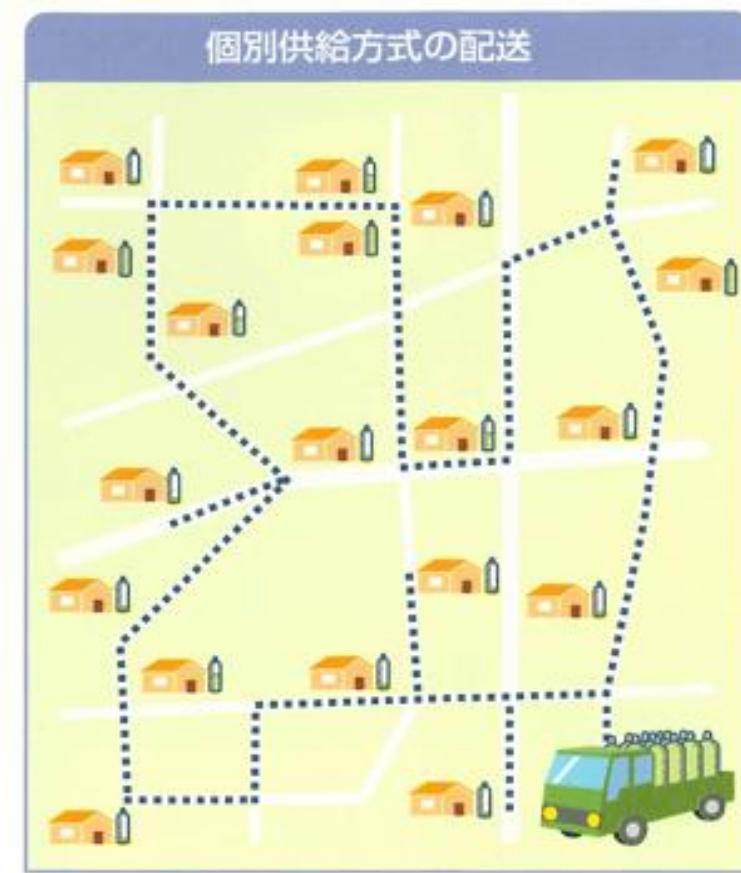
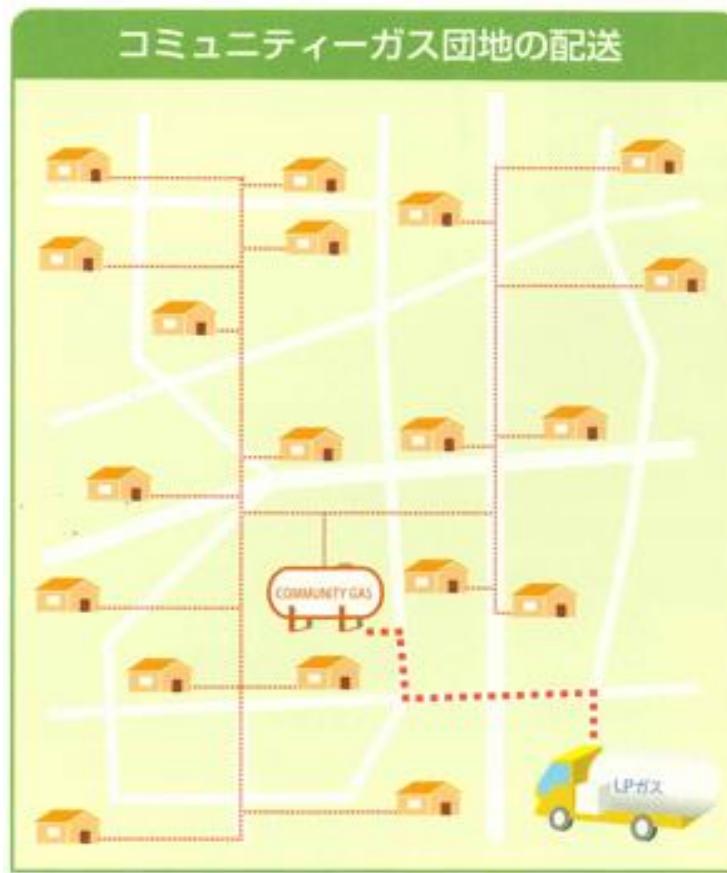


電力・都市ガスは供給停止の規模が甚大で復旧に時間を要しますが、コミュニティーガス団地は仮に被災したとしても、団地毎の供給設備(ガス発生設備)で供給停止後の早い復旧が可能です。

## 2-3 コミュニティーガスの供給ネットワーク

### 配送の効率化により脱炭素化に貢献

コミュニティーガス事業は、需要家個々にLPガス容器を配送することなく、特定ガス製造所に配送し、都市ガス同様に導管でガス供給することにより輸送における脱炭素に対応しています。現在、通信技術及びAIを活用した需要予測から、タイムリーな配送により一層の効率化でCO<sub>2</sub>排出量削減を進めています。



## 2-4 事業者数の推移（所管別・地域別）

事業者数の変遷については、2016年以前は地域別としていたが、2017年ガス事業法改定以降は所管別のコミュニティガス事業者数のデータとなりました。

1996年度(平成8年) 1,827事業者でしたが、2024年度では1,178事業者となり、649事業者の減少となっています。

各年度3月末

	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国計
1996		59	180	503	148	55	274	188	101	281	38	1,827
2016		52	150	364	105	42	181	130	66	226	27	1,343
2017	35	52	136	340	93	37	167	122	62	222	27	1,293
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
2018	36	52	133	333	92	36	163	121	65	221	28	1,280
	(103%)	(100%)	(98%)	(98%)	(99%)	(97%)	(98%)	(99%)	(105%)	(100%)	(104%)	(99%)
2019	35	52	129	339	90	34	162	117	65	217	28	1,268
	(100%)	(100%)	(95%)	(100%)	(97%)	(92%)	(97%)	(96%)	(105%)	(98%)	(104%)	(98%)
2020	35	51	128	332	88	33	157	114	61	217	27	1,243
	(100%)	(98%)	(94%)	(98%)	(95%)	(89%)	(94%)	(93%)	(98%)	(98%)	(100%)	(96%)
2021	38	48	127	340	85	33	154	115	60	216	28	1,244
	(109%)	(92%)	(93%)	(100%)	(91%)	(89%)	(92%)	(94%)	(97%)	(97%)	(104%)	(96%)
2022	37	46	127	320	83	33	152	114	60	214	29	1,215
	(106%)	(88%)	(93%)	(94%)	(89%)	(89%)	(91%)	(93%)	(97%)	(96%)	(107%)	(94%)
2023	37	46	125	313	81	32	148	112	60	216	29	1,199
	(106%)	(88%)	(92%)	(92%)	(87%)	(86%)	(89%)	(92%)	(97%)	(97%)	(107%)	(93%)
2024	37	45	123	307	79	32	145	110	60	210	30	1,178
	(106%)	(87%)	(90%)	(90%)	(85%)	(86%)	(87%)	(90%)	(97%)	(95%)	(111%)	(91%)

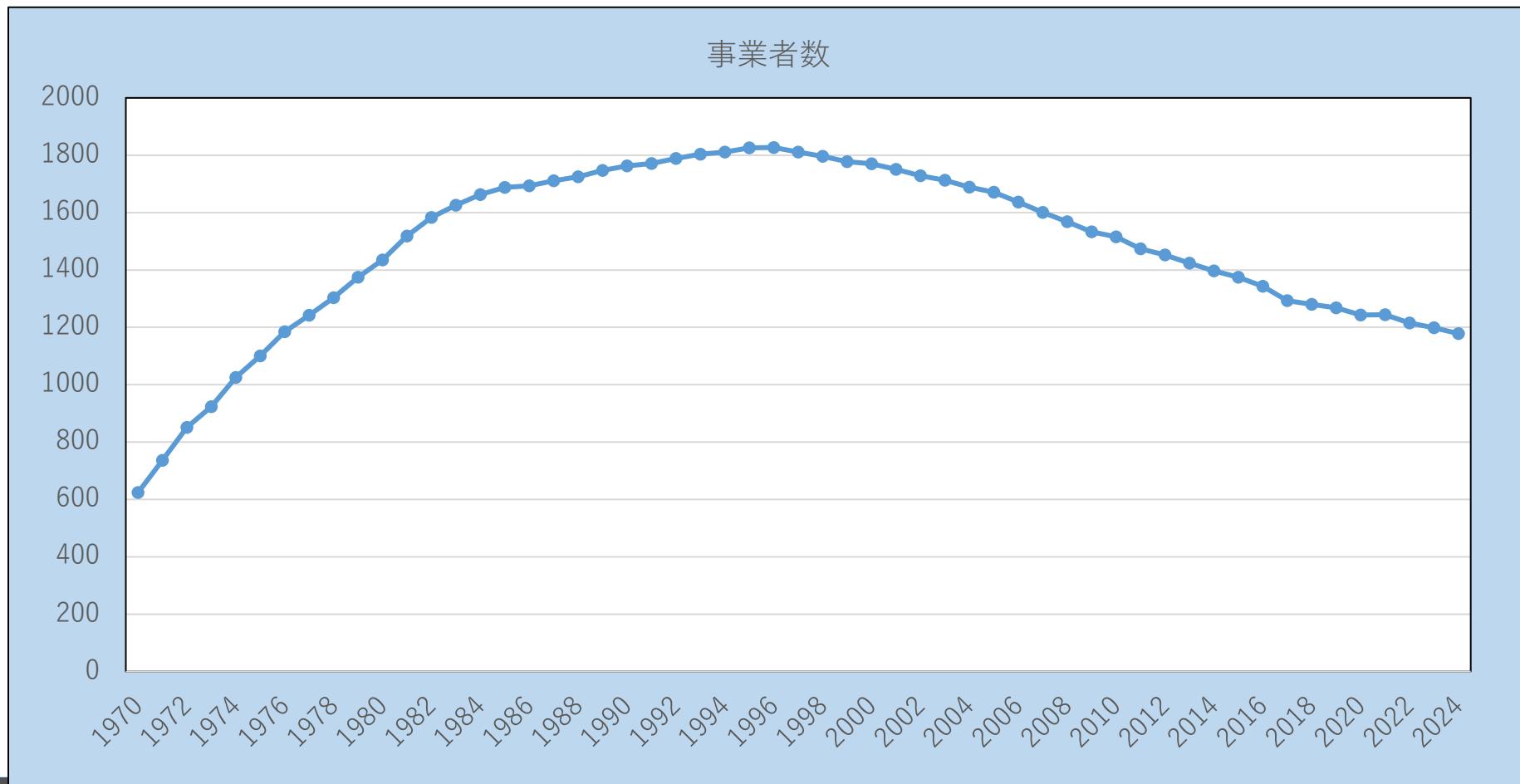
出典：日本ガス協会「ガス事業便覧」より

2017年を100としたときの増減

上段：事業者数、下段：対前年比率

## 2-4 事業者数の推移

事業者数の推移をみると、コミュニティーガス事業制度が創設された1970年の624事業者から1996年の1,827事業者へと約3倍に増加した。しかしながら、2000年代後半以降、建物の取り壊し・廃止、都市ガス導管の延伸、オール電化を含めた他燃料への転換や需要家減少による経営難からの撤退等を理由として事業者数は減少し、2025年3月時点において事業者数は1,178となっています。



## 2-4 事業者数の推移 (所管別・需要家数別事業者数)

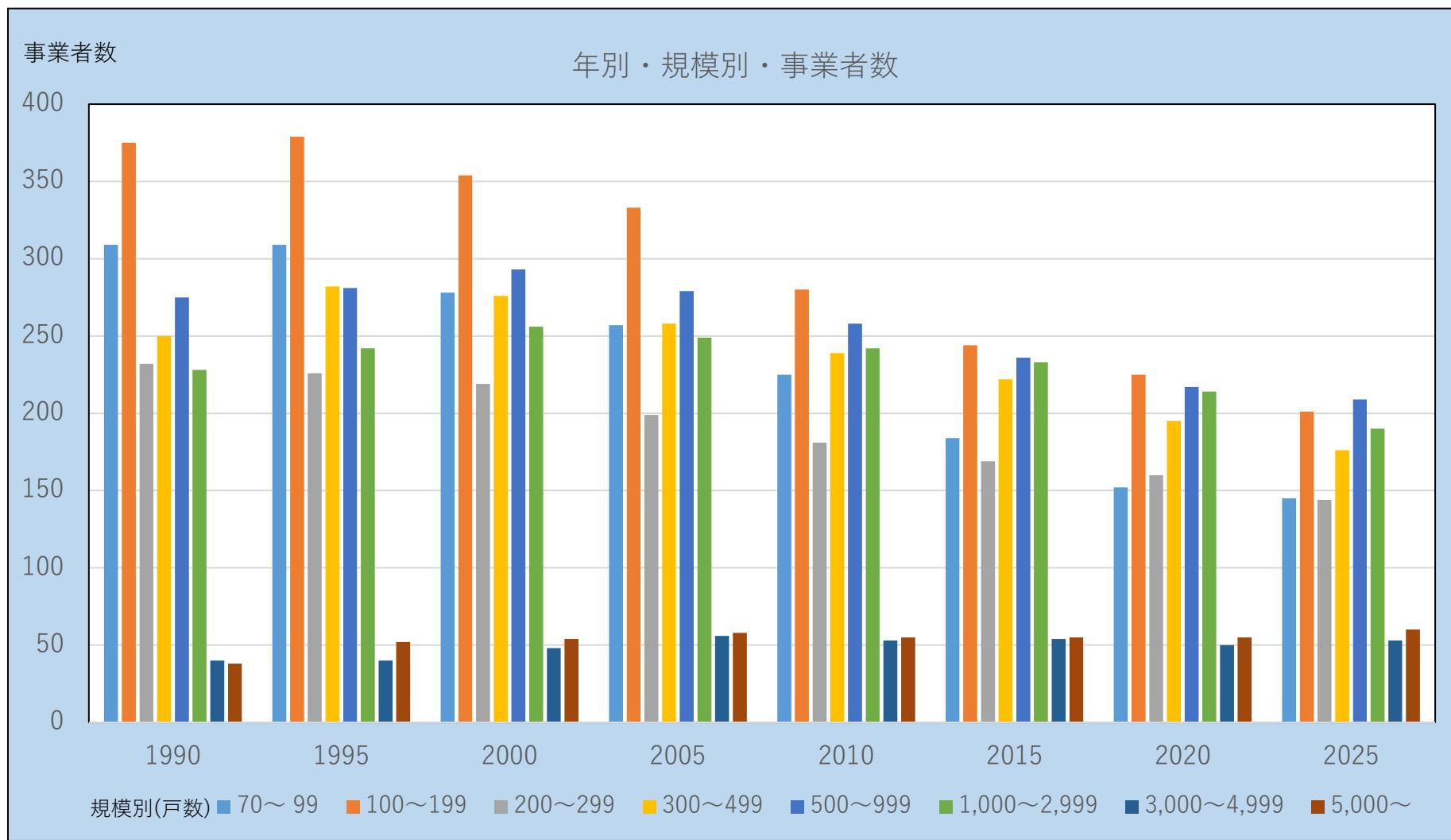
コミュニティーガスの需要家数別の事業者数では、400戸未満の事業者で約50%を占めています。

(2025年3月末)

需要家数 所管	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計	構成比%
70～99	1	4	15	34	13	4	18	18	8	26	4	145	12.3
100～199	1	6	20	68	14	5	21	12	13	37	4	201	17.1
200～299	0	6	21	43	4	5	26	9	6	22	2	144	12.2
300～399	1	3	7	25	5	5	14	6	3	22	4	95	8.1
400～499	0	7	3	20	5	2	13	7	11	10	3	81	6.9
500～599	0	3	5	16	4	3	2	5	3	16	1	58	4.9
600～699	0	3	2	15	5	0	9	3	1	9	0	47	4.0
700～799	0	1	9	5	3	0	4	5	1	4	0	32	2.7
800～899	0	0	4	11	1	0	6	5	1	8	1	37	3.1
900～999	2	3	4	11	3	0	1	4	0	6	1	35	3.0
1,000～1,999	6	3	16	27	9	3	15	22	8	24	4	137	11.6
2,000～2,999	5	0	9	11	3	3	7	5	2	7	1	53	4.5
3,000～3,999	2	0	3	4	1	1	5	6	0	8	2	32	2.7
4,000～4,999	3	1	2	5	2	0	2	1	0	4	1	21	1.8
5,000～9,999	6	2	3	8	4	0	1	1	1	4	2	32	2.7
10,000～	10	3	0	4	3	1	1	1	2	3	0	28	2.4
合 計	37	45	123	307	79	32	145	110	60	210	30	1,178	100.0

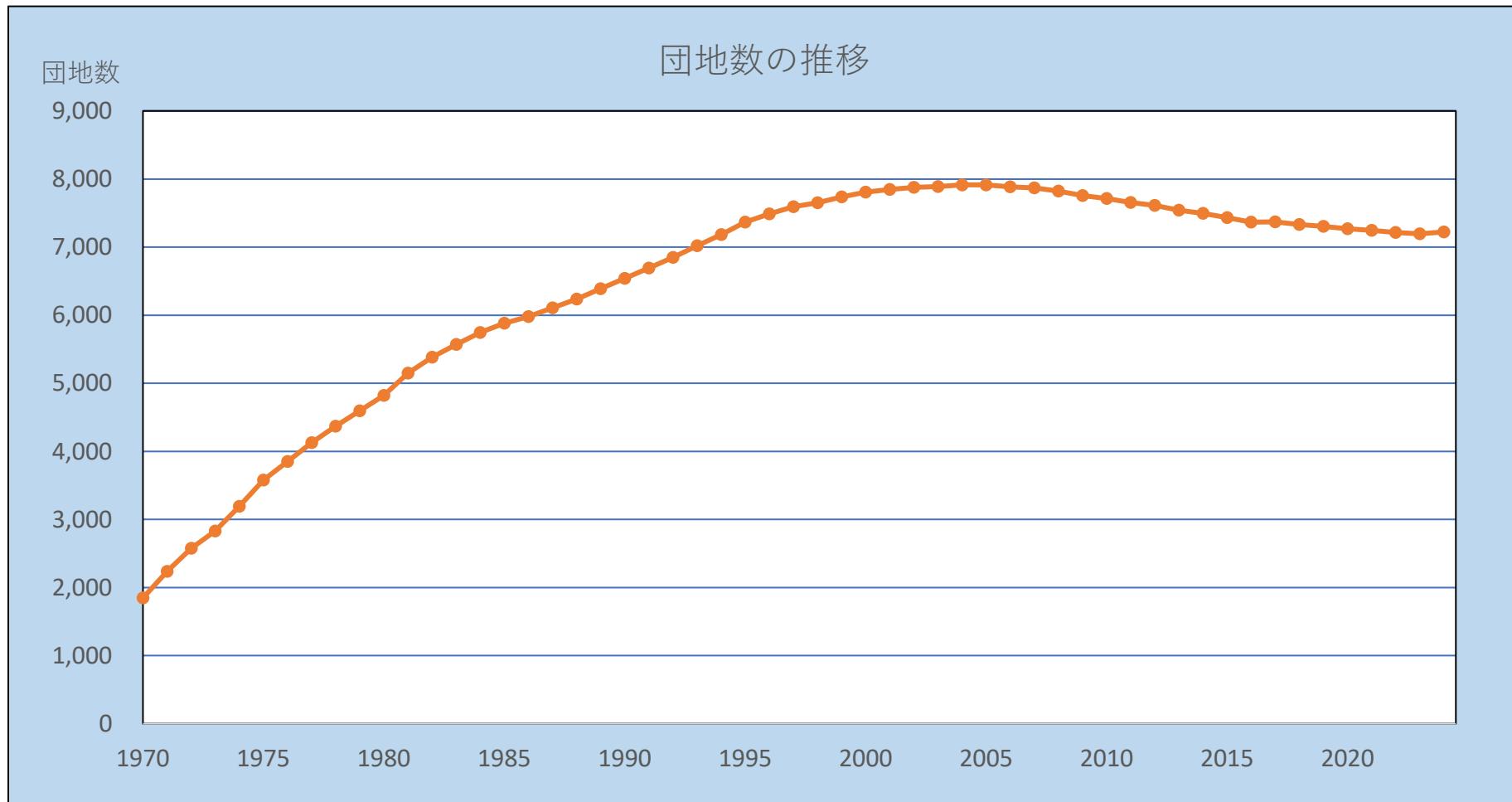
## 2-4 事業者数の推移（規模別事業者数）

団地全体数の減少、特に需要家数の減少に伴う小規模団地のコミュニティーガス事業からの撤退（譲渡・液化石油事業への転換）が顕著に現れています。



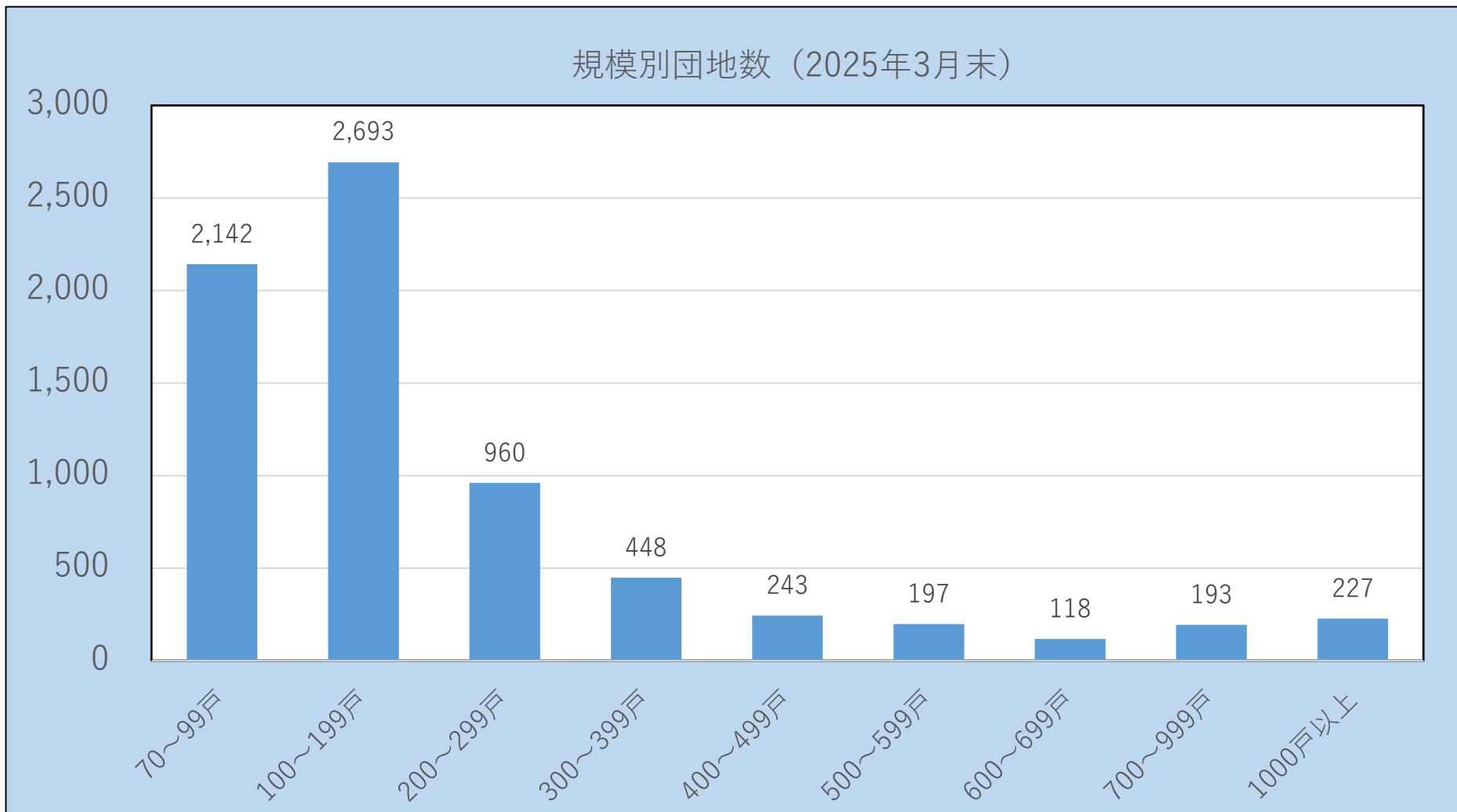
## 2-5 団地数の推移

団地数については、1970年の1,847団地から2004年の7,914団地へと増加しました。しかしながら、事業者数同様、2000年代後半以降、建物の取り壊し、都市ガス導管の延伸、オール電化を含めた他燃料への転換や需要家減少に伴い団地数も減少し、2025年3月時点において7,221団地となりました。



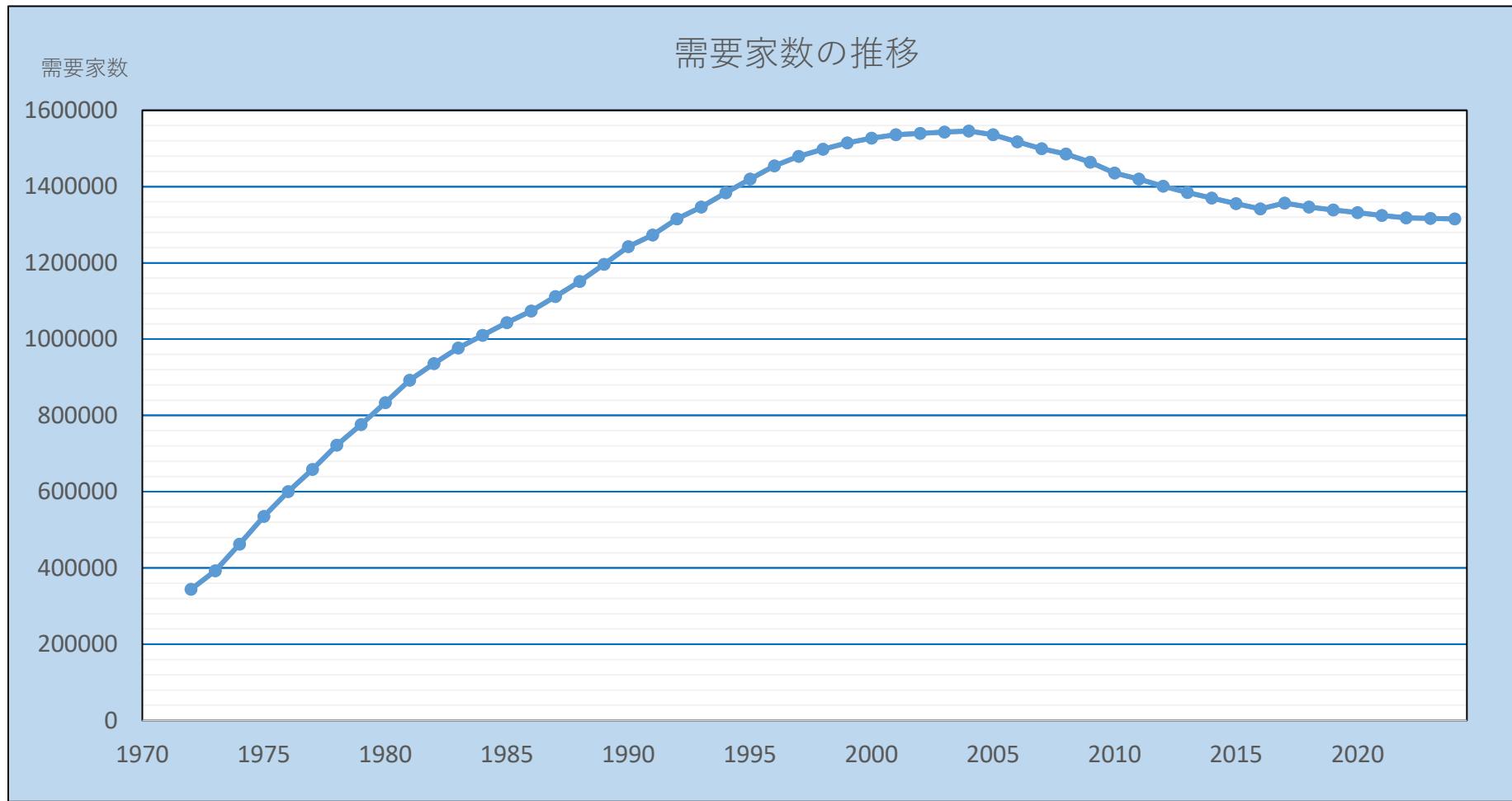
## 2-5 団地数の推移（規模別）

規模別の団地数については、1つの団地で需要家数が300戸未満の団地で80%を占めています。小規模団地が多いことから団地数の減少が加速される可能性があります。



## 2-6 需要家数の推移

需要家数については、1972年の34万件から2004年の155万件へと増加しました。しかしながら、事業者数と同様、2000年代後半以降減少しています。2025年3月時点において需要家数は131万件となっています。



ガス生産動態統計より

## 2-7 コミュニティーガス事業者上位10社

コミュニティーガスの大規模事業者10社は以下の通りです。これらは、大手LPガス事業者又は大手都市ガス事業者のLPガス子会社となっています。

(2025年3月末)

		団地数	供給地点数	地点数 シェア(%)	都市ガス事業者 又は関連事業者
1	日本瓦斯株式会社	362	120,245	6.7%	日本瓦斯
2	西部ガスエネルギー株式会社	172	66,260	3.7%	西部ガス
3	北ガスジェネックス株式会社	133	61,783	3.5%	北海道ガス
4	東邦液化ガス株式会社	183	55,346	3.1%	東邦ガス
5	伊丹産業株式会社	176	50,675	2.8%	伊丹産業
6	株式会社エネアーク関西	179	42,879	2.4%	大阪ガス
7	株式会社エネクル	109	37,474	2.1%	エネクル
8	東部液化石油株式会社	96	28,416	1.6%	東部ガス
9	株式会社ガスワン埼玉	69	25,575	1.4%	サイサン
10	四国ガス燃料株式会社	110	21,067	1.2%	四国ガス
	全社計	7,221	1,782,284		

日本コミュニティーガス協会調べ

# 3-1 コミュニティーガス団地におけるお客様向け活動事例

項目	詳細
展示会・感謝祭を利用したPR活動	お客様との関係強化を目的に、団地内で毎年開催される催事に出店、地区会館をお借りした展示会の開催で展示物やガス器具販売の他、お年寄りからお子様まで家族で楽しめるブースを企画し、ガス機器に触れてガスの良さを体感していただくことと、お客様とのふれあいを図っています。
教室・講習会開催によるお客さまとの関係づくり	地域の方々にとって憩いの場となるようなフリースペースを団地内の営業所に設け、月替わりで料理教室などのプログラムを開催することで、お客様の”ガス会社”へ対する理解の存在を感じていただけるような工夫を行っています。各種プログラムには地元の大学、商店街、FMラジオ局、主婦の方々に講師を依頼することで、より強固な関係づくりを行いながら地域に根差した活動を行っています。
各種キャンペーンの実施	経年に伴うガス機器および住宅設備機器の「更新キャンペーン」を実施。営業所内に機器等を展示して実機を見ていただき使用方法やお手入れのしやすさを実感してもらうなどの活動を実施しています。
ガス機器の体験モニター	ガスの快適性・利便性を訴え、その良さを体験・体感していただくことを目的に、毎年冬期にガスファンヒーターの体験モニターのキャンペーンを行っています。また、更新できないお客様に対し灯油販売も行っています。
お客様アンケート	コミュニティーガスに対する自由意見を、事業者にフィードバックしフォローが必要なお客様に対して事業者が連絡や訪問し対応をしました。

## 3-2 コミュニティーガス認知度向上ポスター

団地内の掲示板、ガス供給設備にコミュニティーガスの紹介ポスターを掲示しています。

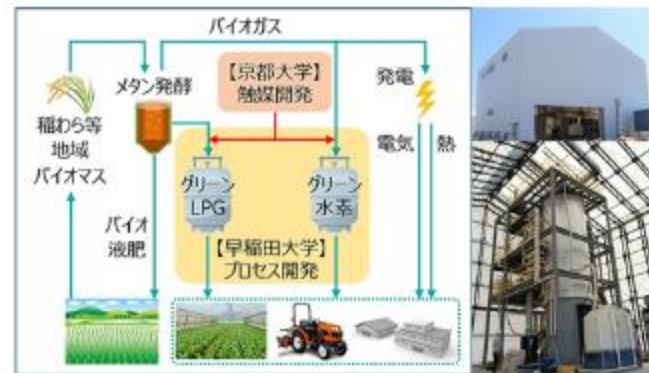


## 4 コミュニティーガス事業におけるCNへの取り組み

都市ガスが合成メタン（e-メタン）の技術開発に取り組んでいるように、LPガスの分野でも合成LPガス（グリーンLPガス）の技術開発に取り組んでいます。そしてコミュニティーガスを含むLPガス関係業界全体で「グリーンLPガス推進官民検討会」を中心として以下のようなCNに向けた取組みを行っています。

### 1. グリーンLPガスの生産開発

化石燃料を使用しないバイオマス資源から作られるバイオLPガスと大気中のCO<sub>2</sub>などから合成される合成LPガスがあり、全国で産・学・官による9つのプロジェクトが進行中。



出典：(株)クボタホームページより

### 2. 省エネ・燃料転換

家庭用分野における省エネを進めるため高効率給湯器の住宅メーカーへの認知促進を行い、エネファームの導入促進のため関係団体横断型のPR活動を行っています。更に、産業用・業務用分野の燃料転換を推進するため小規模事業者のボイラーを石油系燃料からLPガスへの転換を促しています。



エネファーム

出典：アイシン・ホームページより

## 4 コミュニティーガス事業におけるCNへの取り組み

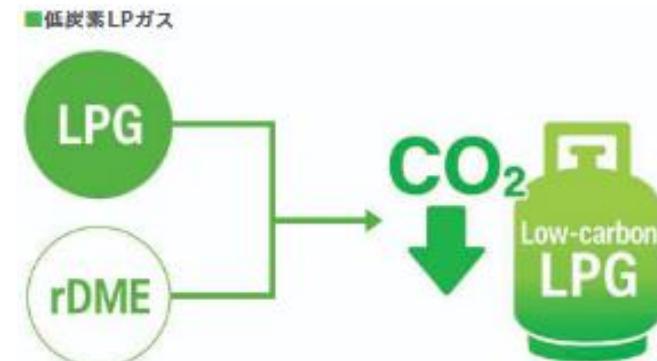
### 3. カーボンクレジットの利用拡大

コミュニティーガス事業者によるJクレジットを活用してカーボンオフセットする取り組みが進展中。例えば、地域の市有林の森林経営活動によりJクレジットを活用したり、地域のJAと共同して温室効果ガス削減効果を見える化し取引可能なJクレジットの創出に取り組んでいます。



### 4. rDME及び水素等のLPガスへの混合

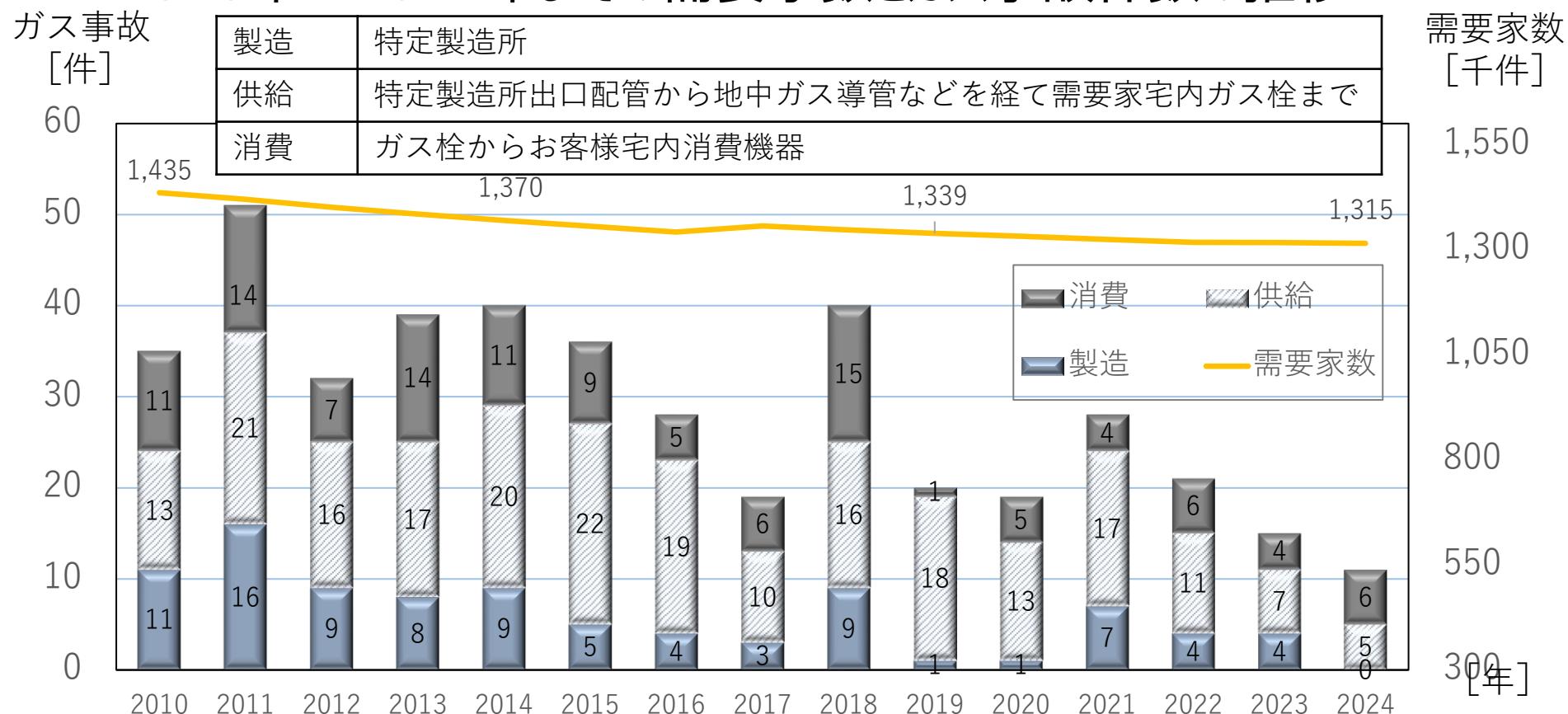
LPガス燃焼時のCO<sub>2</sub>を減少させるため、LPガスにバイオマスや廃棄物からLPガスに似た性質を持つrDME(リニューアブルジメチルエーテル)や水素を混合させて燃焼するプロジェクトが数年後の社会実装を視野に入れて進行しております。



出典：日本LPガス協会

# 5 - 1 コミュニティーガス事業におけるガス事故の概要

## » 2010年～2024年までの需要家数とガス事故件数の推移



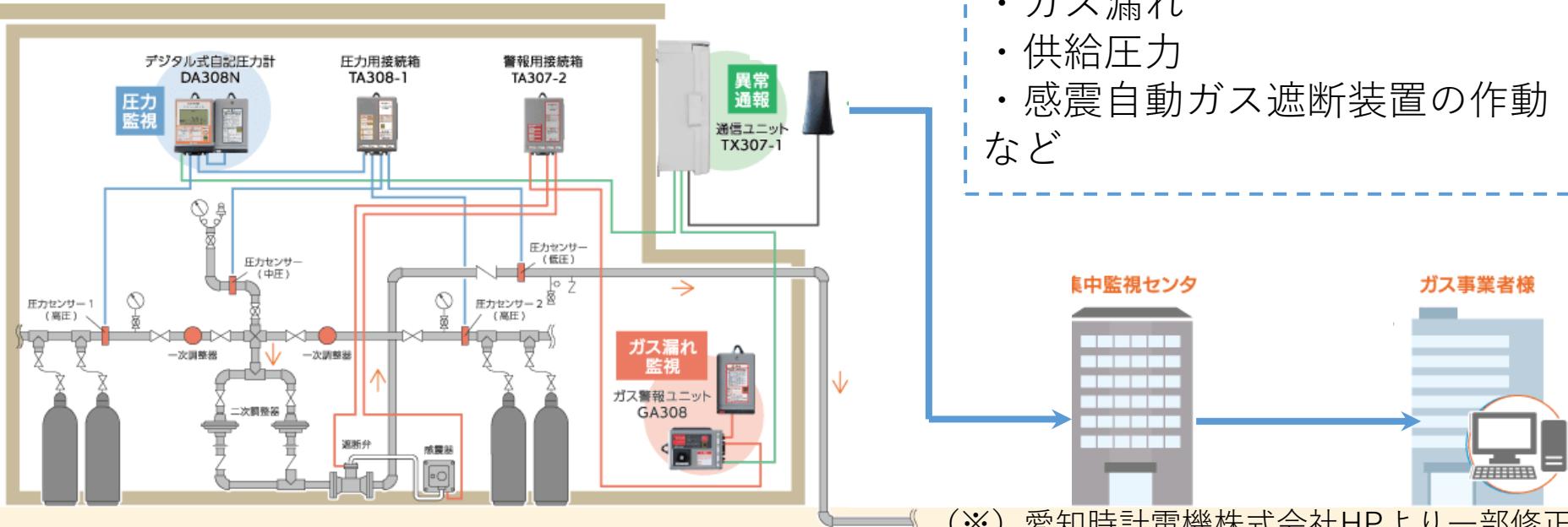
東日本大震災及び平成28年熊本地震による事故を除外すると、コミュニティーガス事業における2010年から2024年の15年間のガス事故は、近年、減少傾向にあります。

## 5-2 コミュニティーガス事業における保安の確保

## » 製造部門（特定製造所）における保安対策（スマート保安）

## コミュニティーガス事業

## 特定製造所の遠隔監視システムの一例



ガス工作物を遠隔監視することにより、2011年から特定製造所における保安点検頻度の緩和（週1回から月に1回以上等）の実施に至っています。これにより、リアルタイムの保安の確保、並びに、業務の効率化が図られ、更には複数の特定製造所を遠隔監視することにより省力化も期待できます。普及率：19%（2024年度時点）

## 5-2 コミュニティーガス事業における保安の確保

### » 供給部門（ガス導管）における保安対策

コミュニティーガス事業において使用するガス導管については、腐食劣化又は地震等災害の被害により発生する恐れのあるガス漏えい等のリスクを踏まえ、ガス導管の耐震化を進めてきました。



ポリエチレン管（PE管）への入替えを最優先

- ①PE管は耐震性が高く、かつ、腐食しないことから、最優先に採用。
- ②先の東日本大震災・平成28年熊本地震・令和6年能登半島地震においてもPE管の被害はほとんど発生していません。

コミュニティーガス事業におけるPE管を含めた導管の耐震化率（※）は約90%（2024年度時点）。

（※）耐震化率とは、PE管、継手部が機械的接合（抜け出し防止機能あり）又は溶接導管の合計の割合

## 5-2 コミュニティーガス事業における保安の確保

### » 消費部門（需要家宅）における保安対策

需要家宅内で使用される消費機器については、安全型機器・設備の更なる普及拡大、並びに、家庭用非安全型機器の取り換えを促進するよう取り組んできました。



消費部門においては、需要家に対し経年機器については安全装置の付いた機器への取替と正しいガスの使用方法の周知を継続して啓発するよう要請してきました。

今後も消費機器に関する周知・調査業務、並びに、ガス展等、各種業務機会を捉えて要請していきます。

## 5-2 コミュニティーガス事業における保安の確保

### » 消費部門（需要家宅）における保安対策（スマート保安）

コミュニティーガス事業

マイコンメーターの通信による保安の確保の一例

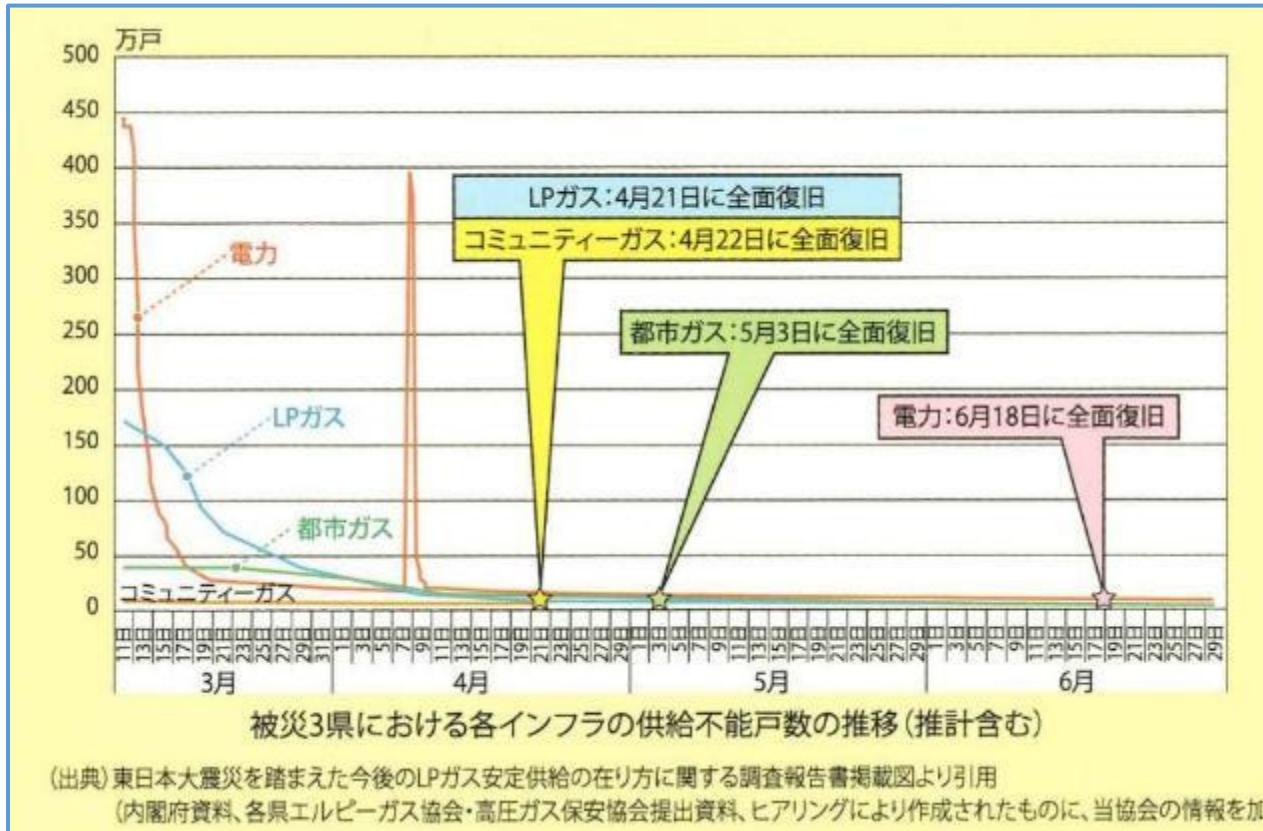


通信機能により、需要先のガスマーター（マイコンメーター；普及率100%）を管理することによって、自動検針の他、ガス漏れやガス機器の消し忘れ等に対する集中監視が可能となり、「検針業務の効率化」、「保安の高度化」、「配送の合理化」にも効果が期待できます。今後、メーターの有効期間10年の取替等機会を捉え、通信管理を促進するよう要請予定。

普及率（通信管理）：43%（2024年度時点）

## 5-3 コミュニティーガス事業における災害対策

### » 東日本大震災時のインフラ復旧状況



2011年3月11日に発生した東日本大震災は、エネルギーインフラにも大きな被害を及ぼし、コミュニティーガスでは、74団地で導管等の設備に被害がありましたが、津波で流出した団地を除き、4月22日には全面復旧しました。これまで以上に時間を要したのは、津波による広域被災、原発事故等の影響によるものです。

## 5-3 コミュニティーガス事業における災害対策

### » 令和6年能登半島地震

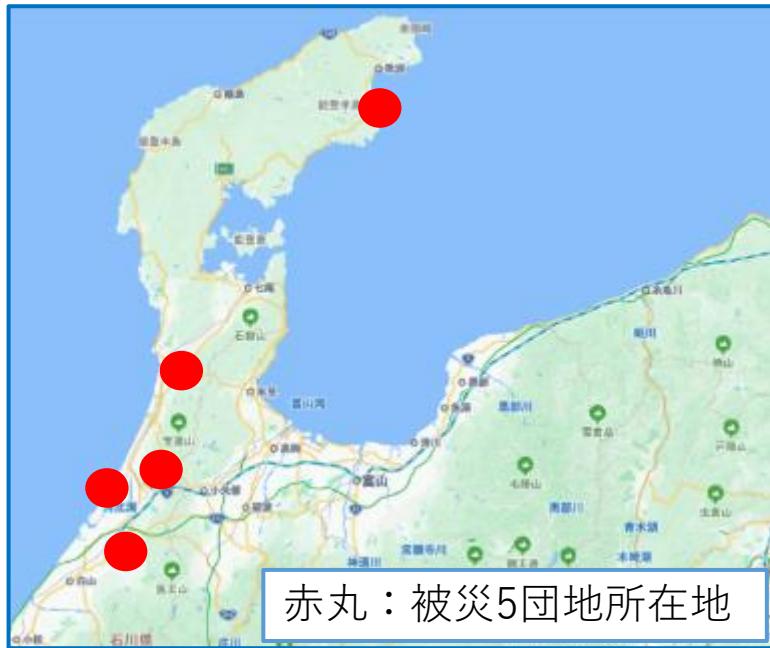
発生日時：2024年1月1日 16時10分

発生場所：石川県能登地方

震源の深さ：16km

地震の規模：マグニチュード7.6

震度階	市町村
震度階 7	石川県志賀町、輪島市
震度階 6 強	石川県七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度階 6 弱	石川県中能登町、新潟県長岡市



地図：Yahoo地図

本地震において、震度5弱以上を観測した地域にはコミュニティーガス団地は合計すると343団地存在しました。

そのうち、地震の影響による導管継手部等の損傷や土砂崩れ等による本支管の損傷によりガス漏れが生じた団地が5団地存在しました。

建物崩落等による復旧困難な住宅を除いて、1月10日までにガスの供給を再開させることができました。

## 5-4 コミュニティーガス事業における保安人材の育成

### » 保安の担い手の養成

種 別	内 容
ガス主任技術者（国家資格）試験向け講習会	ガス供給施設の保安確保のため選任するよう法令に規定されるガス主任技術者に係る国家試験合格を目的として、協会支部の開催する受験対策講習会への参加や自社において勉強会を開催することにより、ガス主任技術者免状保持者を毎年育成し主任技術者を適切に配置しています。
PE管施工資格講習会（業界資格）	地中埋設のガス管に使用されるポリエチレン（PE）管の施工の際は、施工不良がなくPE管のもつ性能が損なわれないよう適切に施工するため、協会では当該施工に関する資格講習会を実技を含め開催しています。



【PE管講習会実習】

## 5-4 コミュニティーガス事業における保安人材の育成

種 別	内 容
コミュニティーガス事業の事故事例集 (2022年6月発刊)	2010年から2019年（10年間）までのガス事故（340件）をとりまとめ、全体のガス事故の傾向、製造・供給・消費各部門別のガス事故の発生状況、傾向及び再発防止策を記載。また、特徴的なガス事故約30件を事故発生の経緯、事故原因、対応内容並びに再発防止等詳細について掲載。 この事故事例集をもって支部の講習会や事業者の教育にて類似事故防止に関し啓発を図っています。
コミュニティーガス事業 保安教育の手引き (2024年6月発刊)	法令の規定により定める保安規程や保安業務規程には、当該保安業務の従事者への保安教育の実施が定められています。その教育内容については、ガス供給施設や消費機器の保安確保のため実施するものではありますが、今まで事業者が教育内容により種々の図書から選択し教材を作成していました。今回、本書1冊をもって教育が行えるよう教育内容の参考例をCDに収め発刊したもので、本書の活用により保安水準の維持向上が図られるとともに保安人材の育成が効果的に行われています。
コミュニティーガス事業がよくわかる業務と保安・技術のQ&A (2025年4月発刊)	2017年4月施行の改正ガス事業法について、適切なコミュニティーガス事業の運営のため、会員事業者からの質問等を踏まえQ&A形式として整理したもの。保安面では、製造・供給・消費各部門の他、項目別にわかりやすく分類して記載し、新たに保安業務に携わる者でも本書により重点を的確に把握し理解を深めることができます。

# 6 コミュニティーガス事業の現況

## 経過措置料金規制団地について

- 小売り自由化を基本とするガス事業法改正時には、7,380団地あった簡易ガス団地の多くが料金規制を解除され、解除基準を満たさなかった1,727団地が経過措置料金規制団地として指定されました。
- その後、9年の時を経て順次解除され、今年度末の経過措置料金規制団地は700団地を下回る見込みとなっています。
- そもそも指定の要件として、コミュニティーガス事業者のシェアが50%以上の場合、過去3年間の獲得等の状況を踏まえ競争があったと認められない場合があります。
- しかしながら10年を経て、自由化が進まない団地は、以下のような事情により参入が進みにくいのでは、という意見があります。
  - ・地方都市ガス事業者にとっては、導管を敷設して参入するほど需要が多くなく、また、コミュニティーガスの方が都市ガスより価格が低い地域がある。
  - ・LPガス事業者にとっては、ガス料金が一般的にコミュニティーガスより高く、需要家を獲得できない。
- 以上のことから、制度発足時からの状況を踏まえ、経過措置の要件の見直しも必要ではないのでしょうか。

# 6 コミュニティーガス事業の現況

## 供給計画の作成、提出について

- ガスの供給計画は、そもそも都市ガス事業者を対象として、将来の都市計画や道路計画等も見据え、「安定供給の確保」「将来需要への対応」等を目的に改正前のガス事業法において一般ガス事業者に作成提出が義務付けられ、その後、2017年の改正ガス事業法の施行により、ガス小売事業の一形態として、コミュニティーガス事業においても供給計画の作成提出が初めて義務付けられました。
- しかし、コミュニティーガス事業は、限定的なエリアにおいて需要家数は事前に決定されており、製造・供給設備の能力についても事前に確認をいただいているところです。コミュニティーガス事業における原料のLPガス使用量は家庭用LPガスのわずか4%前後です。しかも、LPガスは、国家備蓄と民間備蓄の合計で最低90日分が備蓄されておりますので途絶えることはありません。
- LPガスの備蓄状況と供給形態から、都市ガスと同じように計画を管理しなくても、将来需要への対応は行えるのであるから、目的・必要性について、改めて議論が必要ではないのでしょうか。